

大阪府規則第五十号

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(看護師又は准看護師の配置の基準) 第五条 (略) 2 (略) 3 看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型養護老人ホーム(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所のうち、当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームであつて、本体施設を設置する法人により設置されるものをいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で一以上とする。</p> <p>(サテライト型養護老人ホームの医師等の配置の基準) 第八条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 三・四 (略)</p>	<p>(看護師又は准看護師の配置の基準) 第五条 (略) 2 (略) 3 看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型養護老人ホーム(介護老人保健施設又は病院若しくは診療所のうち、当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームであつて、本体施設を設置する法人により設置されるものをいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で一以上とする。</p> <p>(サテライト型養護老人ホームの医師等の配置の基準) 第八条 (略) 2 (略) 一 (略) 二・三 (略)</p>

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。